

神戸市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱

令和8年3月30日 こども家庭局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

2 ひとり親家庭の自立の促進を図るため、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の円滑かつ適正な実施に必要な経費に対し、補助金を交付する。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に基づき地域福祉の推進を担い、本市の福祉施策と密接に連携して地域福祉活動を行う社会福祉法人神戸市社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」（平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知。以下「国実施要綱」という。）及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」（平成28年3月7日付雇児発0307第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」（以下「補助事業」という。）の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が事業を実施するに要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金及び就職準備金）の貸付額に相当する経費
- (2) ひとり親家庭住宅支援資金の貸付額に相当する経費
- (3) その他事業の実施に要すると市長が認める経費

(交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとする

きは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第5号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の請求）

第8条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第7号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき、次に掲げる書類を当該年度終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 平成29年2月10日こども家庭局長決定

（施行期日）

この要綱は、平成29年2月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 令和8年3月30日こども家庭局長決定

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。